

## 第 8 回半田市農業委員会総会議事録

令和6年2月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 第 1 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 1 9 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 2 0 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営  
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の ( 6 ) - ③  
の規定による農用地利用集積計画について  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 1 8 号第 6 項の規定による通知について  
報告第 5 号 農地法第 5 条許可処分取消

#### 委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	欠席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

#### 事務局出席者

書記	服 部 由 紀	書記	竹 内 裕 基
----	---------	----	---------

## 事務局

ただ今から第8回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さん、こんにちは。年度末の確定申告などお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、円安で肥料価格高騰など、まだ先行きが不透明な中ですが、少しでも改善されればなと思います。それでは本日も活発なご審議をお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中10名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、5番の竹内甲永委員と6番の榊原久美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏・竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第18号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件出ております。番号503-24について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。前回の503-23の案件の隣接地になります。譲渡人が高齢のため、また譲渡人が事業拡大のため、賃借権を結ぶものです。場所については、別冊1頁をご覧ください。JA板山支店から南西に200mぐらいのところにあります。申請地は、適正に耕作されており、問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

番号503-24につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号503-24につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号503-24を承認・可決いたします。

続きまして、番号503-25について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。現地で、譲受人と直接お会いし、周辺の状況や経過などを確認させていただきました。現地については、適正に耕作されておりました。譲渡人が高齢のため、周辺で農業をされている譲受人に権利を移転するものです。譲受人は、農業に対して意欲的であり、特に問題はないかと思えます。よろしく審議お願いいたします。場所については、担当委員よりお願いします。

## 委員

別冊 2 頁をご覧ください。青山中学校から西に入ったところになります。今後も畑として耕作していただけるようであれば、問題ないと思われます。よろしく審議お願いいたします。

## 議長

番号 503-25 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-25 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-25 を承認・可決いたします。

続きまして、第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 505-41 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、建設業を営んでいる法人です。現在、資材置場を所有しておらず、事業拡大にあたり、必要となったため転用申請にいたったものです。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。市営君ヶ橋住宅を北に進んだところであり、現在は保全管理の状態です。周辺の農地への影響はなく、特に問題ないかと思われます。

## 議長

番号 505-41 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-41 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-41 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-42 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。譲受人は隣接地で牧場を営んでおり、事業敷地の拡大と効率的な経営を確保するべく転用申請にいたったものです。砕石舗装のみで、側溝が設けられています。排水は雨水のみで、既設側溝を通して、北の池に放流する計画であり、周辺の農地への影響はないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

## 委員

場所については別冊 4 頁をご覧ください。県道 2 5 6 号線沿いの南側に位置します。特に問題ないかと思

われます。よろしくお願ひします。

議長

番号 505-42 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

道路みたいなものは、牧場の進入路としての位置づけになりますか。

事務局

施設の進入路としての位置づけとなりますので、その通りです。

議長

他に、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-42 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-42 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-43 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本案件は、隣地に建設中の診療所と薬局の従業員の駐車場が不足するというところで、申請に至りました。地域に診療所ができることは、地域としても歓迎されることであり、譲渡人は、地域の組合の役員などもやられている人で、その方からもお話を聞く中で、今回の件については妥当であると判断しました。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。レストランの真西にあたる場所です。現在の状態のような形で、使用されるのであれば、特に問題ないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長

番号 505-43 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-43 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-43 を承認・可決いたします。

続きまして、第 20 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、8 件出ています。番号 506-108~115 まで関連していますので、一括審議といたします。事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。譲受人は、有脇地区を中心にグループで農業を行う、若手の担い手の方で、農業経営を勢力的に行われている方です。特に問題ないかと思われます。よろしくご審議お願ひ

たします。

#### 委員

場所については、別冊の 6～7 頁になります。全ての土地を見てまわりましたが、どこも適正に耕作されており、問題ないかと思われます。

#### 議長

番号 506-108～115 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-108～115 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-108～115 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 5 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 2 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 11 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

#### 議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

それでは、報告第 5 号「農地法第 5 条許可取消処分」について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

以前、5 条許可申請があった件について、譲渡人と譲受人との間で、売買契約が白紙になったため、許可の取消願いが提出されたものです。

#### 議長

報告第 5 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 8 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 00 分)